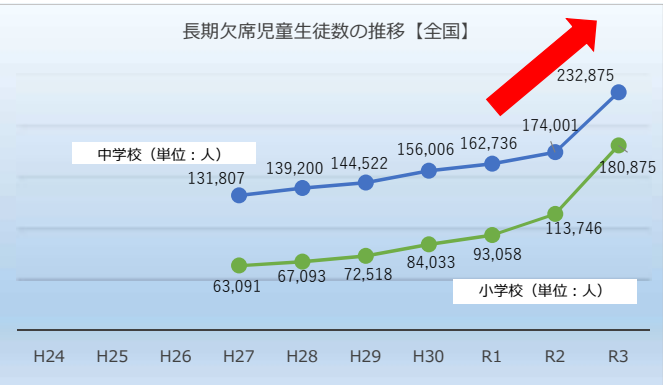
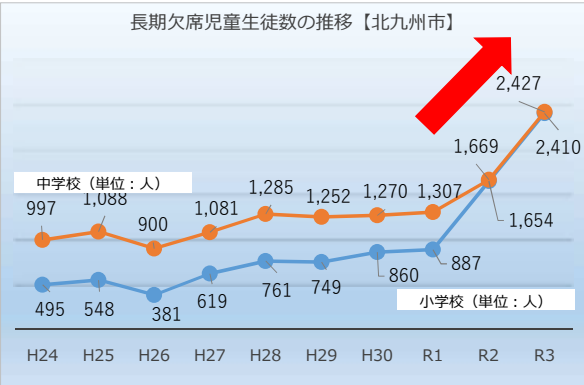


北九州市長期欠席・不登校の現状と対策について

令和5年8月24日(木)
北九州市教育委員会生徒指導課

長期欠席児童生徒の推移【北九州市・全国】

出典：文部科学省HP



①北九州市

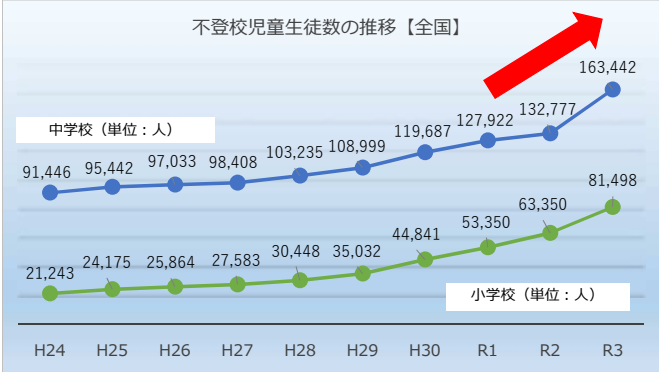
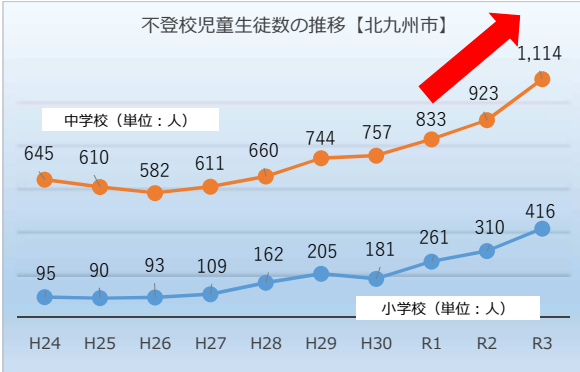
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
小学校	495	548	381	619	761	749	860	887	1,654	2,410
中学校	997	1,088	900	1,081	1,285	1,252	1,270	1,307	1,669	2,427
計	1,492	1,636	1,281	1,700	2,046	2,001	2,130	2,194	3,323	4,837

②全国

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
小学校				63,091	67,093	72,518	84,033	93,058	113,746	180,875
中学校				131,807	139,200	144,522	156,006	162,736	174,001	232,875
計	0	0		0194,898	206,293	217,040	240,039	255,794	287,747	413,750

不登校児童生徒の推移【北九州市・全国】

出典：文部科学省HP



①北九州市

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
小学校	95	90	93	109	162	205	181	261	310	416
中学校	645	610	582	611	660	744	757	833	923	1,114
計	740	700	675	720	822	949	938	1,094	1,233	1,530

②全国

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
小学校	21,243	24,175	25,864	27,583	30,448	35,032	44,841	53,350	63,350	81,498
中学校	91,446	95,442	97,033	98,408	103,235	108,999	119,687	127,922	132,777	163,442
計	112,689	119,617	122,897	125,991	133,683	144,031	164,528	181,272	196,127	244,940

北九州市の長期欠席児童生徒の詳細

		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
理由別長期欠席者数	病気	650	818	749	582	545
	経済的理由	0	0	0	0	0
	不登校	949	938	1,094	1,233	1,530
	新型コロナウイルス感染回避	/	/	/	765	1,282
	その他	402	374	351	743	1,480
	不登校の要因をきんでいる者	204	/	/	/	/
合計		2,001	2,130	2,194	3,323	4,837

オンライン授業を受けたり、教育支援室に通ったりしている児童生徒は学校では出席扱いとしているが、本調査項目では、「欠席者」として取り扱われている。

※「その他」とは、

- ① 保護者の無理解、無責任等
- ② 外国等での長期滞在、旅行、施設入所(学校に在籍)等
- ③ 芸能活動、スポーツ活動
- ④ 居所不明・連絡先不明
- ⑤ 理由2つ以上
- ⑥ その他①～⑤以外で判断ができないもの

不登校対策における国の動向【生徒指導提要】

生徒指導提要 目次

- 第Ⅰ部 「生徒指導の基本的な進め方」
 - 第1章 生徒指導の基礎
 - 第2章 生徒指導と教育課程
 - 第3章 チーム学校による生徒指導体制

- 第Ⅱ部 「個別の課題に対する生徒指導」
 - 第4章 いじめ
 - 第5章 暴力行為
 - 第6章 少年非行
 - 第7章 児童虐待
 - 第8章 自殺
 - 第9章 中途退学
 - 第10章 不登校**
 - 第11章 インターネット・携帯電話に関わる問題
 - 第12章 性に関する課題
 - 第13章 多様な背景を持つ児童生徒への生徒指導

関連法規や対応の基本方針に照らしながら、**未然防止や早期発見・対応といった観点**から、指導に当たっての基本的な考え方や留意すべき事項などについて示している。

2023年5月12日

5

不登校対策における国の動向【生徒指導提要】

不登校児童生徒への支援について

- 「学校に登校する」という結果のみを目標とするのではない
- 児童生徒が自ら進路を主体に捉え社会的に自立
- 不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つ
- 不登校の原因・背景が多岐にわたることを踏まえた上で適切にアセスメントを行う
- 多職種の専門家や関係機関とも連携・協働
- 「社会に開かれたチーム学校」としての生徒指導体制に基づいて個々の児童生徒の状況に応じた具体的な支援を展開

不登校対策における国の動向【COCOLOプラン】



不登校対策における国の動向【COCOLOプラン～目指す姿】

- 1 不登校の児童生徒全ての学の間を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える。
- 2 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する。
- 3 学校の風土の「見える化」を通じて、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする。

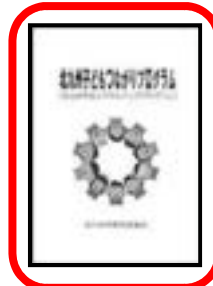


北九州市の長期欠席・不登校対策【未然防止】

(1) 長期欠席や不登校児童生徒への支援

① 未然防止の取組

- 安全・安心で一人一人の居場所がある居心地のよい学校・学級づくり
- 児童生徒が「学ぶ楽しさ」や「分かる喜び」を感じる魅力ある授業づくり
- 集団づくり
 - ・ 「小中連携SUTEKIアンケート北九州版」〈好ましい人間関係をつくる〉
 - ・ 「北九州子どもつながりプログラム」〈自信をもたせる〉
 - ・ 「コグトレ」〈認知機能を高める〉



- ・ ふれあい合宿やふれあい活動（中学校）

北九州市の長期欠席・不登校対策【初期対応】

(1) 長期欠席や不登校児童生徒への支援

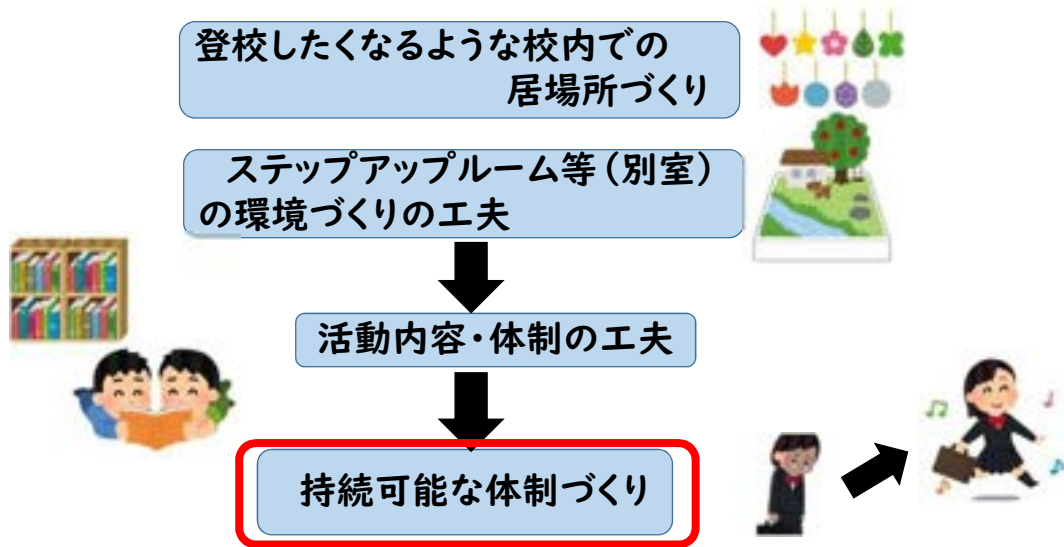
② 初期対応

- 早期発見のためのチェックリスト（生徒指導実践資料第4集P59）
- 欠席連絡アプローチカード（生徒指導実践資料第4集P64）
- 効果的な家庭訪問（生徒指導実践資料第4集P65）
- 校内の居場所づくり(ステップアップルーム)
- ICTを活用したオンライン授業



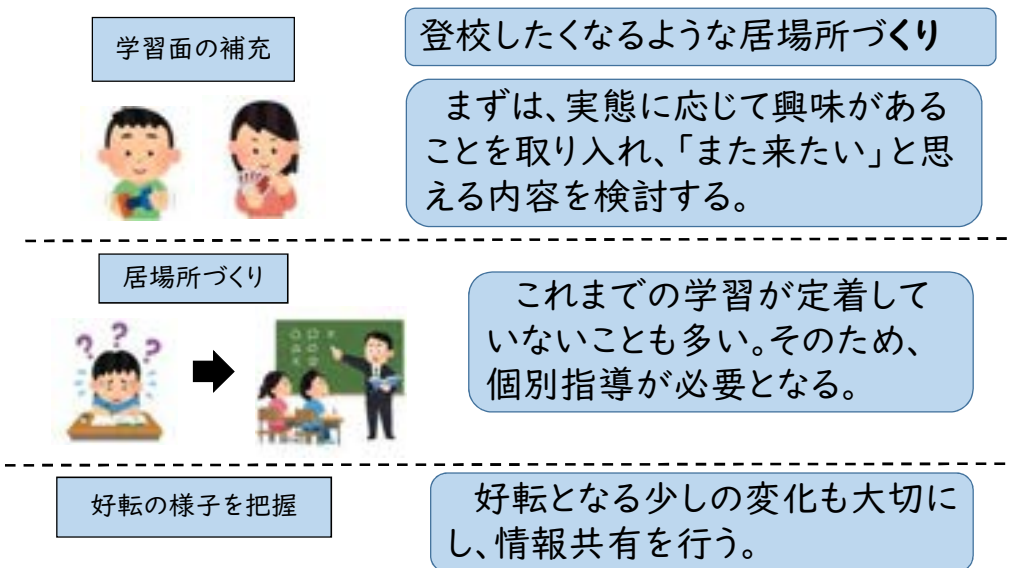
北九州市の長期欠席・不登校対策【初期対応】

○ ステップアップルーム等（別室）への登校



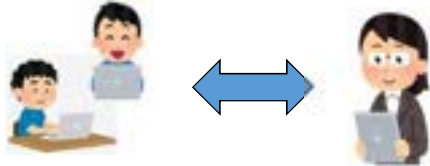
北九州市の長期欠席・不登校対策【初期対応】

○ ステップアップルーム等（別室）への登校



北九州市の長期欠席・不登校対策【初期対応】

○ ICTを活用した オンライン授業



北九州市の長期欠席・不登校対策【初期対応】

○ 小学校のステップアップルーム等（別室）の様子



【職員室の様子】



【自宅から発表する様子】



【個別で朝のあいさつをする様子】



【保健室の活用】



【オンライン授業を受けている様子】



【保護者と情報共有のためのノート】

北九州市の長期欠席・不登校対策【初期対応】

○ 中学校のステップアップルーム等（別室）の様子



【ステップアップルームの見取図】



【生徒の状況に応じた部屋の活用】



【生徒の状況に応じた学習の様子】



【ステップアップルーム通室の見える化】



【生徒の状況に応じた学習の様子】

北九州市の長期欠席・不登校対策【長期化した場合】

(1) 長期欠席や不登校児童生徒への支援

③ 長期化した場合

- 担当指導主事の学校訪問による不登校児童生徒の状況把握と指導
- 不登校児童生徒の療育キャンプ「ワラビー体験ツアー」の実施



ワラビー体験ツアー参加者募集!!

北九州市のワラビー体験ツアーは、不登校児童生徒の学習意欲を高め、自己肯定感を高めることを目的として実施しています。

実施内容 北九州市立小一・中校（長門区）に設置した、ワラビー体験ツアー（ワラビー体験ツアー）を実施します。

実施日時 令和5年7月13日（土） 10時～12時

実施場所 北九州市立小一・中校（長門区）

参加費 無料

申し込み 令和5年7月10日（水）まで

お問い合わせ 北九州市立小一・中校（長門区） 電話 093-822-2222

北九州市の長期欠席・不登校対策

(2) 教職員への研修・他機関との連携等

- ① 不登校対応のための資料作成と配布等
- ② 校内研修
 - ・ 不登校対策リーダー養成研修会の実施
 - ・ 教職員研修アニメ動画を活用した校内研修の実施
 - ・ 学校支援講師（校内適応指導教室対応）研修会の実施
- ③ 生徒指導主事・主任会議
- ④ 北九州市長期欠席対策検討会議の運営
- ⑤ 不登校児童生徒の教育機会の確保に係る検討会議
- ⑥ その他関係機関との連携
 - ・ スクールカウンセラー（SC）
 - ・ スクールソーシャルワーカー（SSW）
 - ・ 教育支援室
 - ・ フリースクール等民間団体
 - ・ 不登校状態の子どもに寄り添った次への一歩応援事業（アウトリーチ）



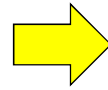
不登校等支援センターにおける 取組みについて

- 教育支援室について
- 1人1台端末を活用したオンライン支援について
- 令和5年度「未来へのとびらオンライン教育支援室」における生徒の自尊感情の高揚に向けての取組みについて
- 不登校等支援センターにおけるその他の取組みについて

教育支援室について

1 【市内4か所の「教育支援室」の統括について】

R3まで子ども家庭局
「少年支援室」



R4から教育委員会
「教育支援室」



不登校等
支援センター
が統括



教育支援室について

2 【教育支援室の支援の目的】

集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、
基本的な生活習慣の改善等を図ることで、不登校児
童生徒の「社会的自立」、「自ら登校を希望した際の
円滑な学校復帰」を目指す。

教育支援室について

3 【教育的支援の充実に向けて】

これまでの「福祉的な支援(安らぐ居場所)」に加え、
「教育的な支援(子どもの求めに応じた支援)」の
充実を図る。

※学習活動、体験活動、**集団活動**、相談活動を組織的・計画的に行
う。

啐啄同時
(そつたくどうじ)



教育支援室について

4 【学習環境整備や活動の充実に向けて】



修繕・改修



心地よい
場所へ



照明改修、
壁紙張替え、
トイレ改修、
網戸取付け等

不足、老朽化
している
備品類の購入



室内外での体験活動の充実

1人1台端末を活用したオンラインによる支援について

1【未来へのとびらオンライン教育支援室】



【目的】 社会的自立を目指す

- 規則正しい生活習慣への改善につなげる
- コミュニケーションの基礎を身に付ける
- 学習への興味・関心をもつ



【北九州市立教育センター内のスタジオから配信】

- Wi-Fi環境があればどこからでもOK
- 顔や声を出さなくてもOK
- 自分のペースでOK



【参加すると出席扱いと認められる。】

1人1台端末を活用したオンラインによる支援について

1【未来へのとびらオンライン教育支援室】



コース	みらとびコース		みらチャレコース	
校種	小学校の部	中学校の部	小学校の部	中学校の部
対象	5・6年生	1・2・3年生	5・6年生	1・2・3年生
実施曜日	火・木曜日 みらとびデー	月・水・金 みらとびデー	火・木曜日 みらとびデー + 金曜日 チャレンジデー	月・水・金曜日 みらとびデー + 火・木曜日 チャレンジデー
	週2日コース	週3日コース	週3日コース	週5日コース

★登録を希望する子どもが、自分のペースに合ったコースを自由に選択できる

1人1台端末を活用したオンラインによる支援について

2【みらとびコース:未来へのとびらオンライン授業】

【内 容】 授業力が優れた教員のチームによる**子どもの興味・関心を引くように工夫**した、学年や教科の枠を超えた授業

3【みらチャレコース:自学自習、集団活動】

【内 容】 「未来へのとびらオンライン授業」での学習
+
一人一人の個人チャンネル内での自学自習
コミュニケーションの基礎を身に付ける集団活動

1人1台端末を活用したオンラインによる支援について

4【専門スタッフによる相談対応】

不登校等支援センター専属の専門スタッフ
○ スクールカウンセラー(心の専門家)
○ スクールソーシャルワーカー(福祉の専門家)

5【オンライン担任】

学校でいう学級担任。「朝の会・終わりの会」を担当。
⇒ 身近な話題に触れたり、子どもの頑張りを褒めたりする
など、**子どもが安心して参加できる**よう、丁寧に対応する。

1人1台端末を活用したオンラインによる支援について

6【参加している子どもの振り返りから】

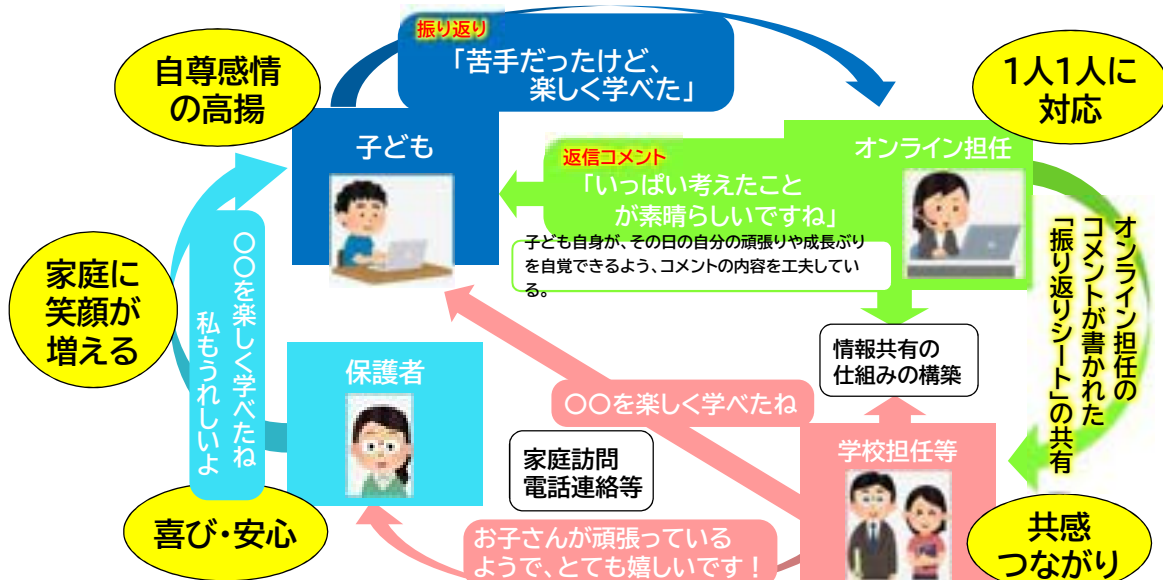


- 昼夜逆転の生活が直せて嬉しい
- 人とよく話すようになった
- 勉強時間が増えた など

新たな居場所を提供

令和5年度「未来へのとびらオンライン教育支援室」における
参加児童生徒の自尊感情の高揚に向けての取組みについて

—参加している子どもの
授業後の「振り返り」の共有を通して—



不登校等支援センターにおけるその他の取組みについて

1【関係機関との連携】

○子ども家庭局
青少年課
子ども総合センター

○市内の親の会
不登校保護者
ねっと@北九州

○フリースクール等
民間団体 など



2【広報活動】

保護者・市民向け
啓発パンフレット等
の作成・配布



「不登校は問題行動ではありません」

3【電話相談対応】



子ども・保護者に寄り添い、望ましい支援方法や支援場所を一緒に考えます。(伴走型支援)

事 務 連 絡

令和5年7月31日

各都道府県教育委員会指導事務主管課
各指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立公立大学法人担当課
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所管する構造改革特別区域法第12条第
1項の認定を受けた各地方公共団体担当課

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

不登校児童生徒の支援に係る情報提供等について

令和3年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」において、不登校児童生徒が小学校及び中学校で約24.5万人、高等学校を合わせると約30万人に上り過去最高となったことを受け、本年3月に「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COOLOプラン）」を取りまとめるとともに、令和5年3月31日付「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策について（通知）」（以下、「COOLOプラン通知」とする。）を発出し、保護者への情報提供の在り方や学校風土の「見える化」に関する取組の推進を案内していたところです。

また、令和5年7月21日には総務大臣から文部科学大臣宛に「不登校・ひきこもりのこどもの支援に関する政策評価の結果（意見の通知）」が示され、不登校児童生徒の支援に当たり、教育相談体制の整備や学校外施設の支援情報の提供不足等が指摘されたところです。

これらを踏まえ、児童生徒課では、教育委員会等の取組をさらに推進すべく、不登校児童生徒の保護者への支援に活用可能な教育・相談機関等の情報をまと

めて提示するための様式例（別添1）を作成するとともに、学校の風土等を把握するためのツール（別添2）を整理いたしました。

また、令和5年7月10日に発出いたしました「児童生徒の自殺予防に係る取組について（通知）」において、一人一台端末を用いたアプリ等の健康観察・相談窓口システム一覧（別添3）を更新いたしました。

つきましては、本内容について、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び地域の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管課にあっては所管の私立学校に対して、国公立大学法人にあっては設置する附属学校に対して、株式会社立学校を認定した地方公共団体にあっては認可した学校に対して、周知をお願いいたします。

記

1. 不登校児童生徒の教育・相談機関の情報提示様式例

不登校児童生徒の保護者が悩みを抱えて孤立しないように、適切な情報把握や支援を受けられるようにすることが重要です。そのため教育委員会等においては、別添1を活用いただき、域内の教育支援センターや相談機関、保護者の会、フリースクール等の民間施設等に関する情報を整理し、保護者に提供できるようお願いいたします。

保護者に提供する情報については、教育委員会等の判断によるのですが、令和元年10月25日「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」における別記1「義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて」及び「民間施設についてのガイドライン（試案）」等を御参考ください。

その際に、教育委員会等におかれては、民間施設等とも積極的に連携しながら、地域の支援機関等を把握し、必要な情報をわかりやすく提示できるよう例えば、各教育委員会等において作成するハンドブックやホームページ等にて周知していただくようお願いいたします。

なお、この様式は、保護者に対する情報提供のための参考としてお示しするものであり、必ずしもホームページの改修やハンドブック作成等を求めるものではありません。

2. 学校風土の「見える化」のツール

COOLOプラン通知に基づき、学校の風土等を把握するための具体的なツールや導入に当たった効果、実践事例等を整理いたしましたので、別添2のとおり送付いたします。

各教育委員会等の事情に応じて、こうしたツールも御参考いただきながら、学校生活の安心感等の学校の風土や雰囲気把握し、関係者が共通認識を持って取り組むことにより、安心して学べる学校づくりを進めるための取組を推進いただきますようよろしくお願いいたします。

【本件担当】

文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室
生徒指導第一係

電 話：03-5253-4111

E-mail：s-sidou@next.go.jp